

求償権行使懈怠違法確認等 請求及び共同訴訟参加事件

大分県は、教員採用不正事件の被害者53名に支払った賠償金9,045万円を、不正関与者らに求償すべきである

おおいた市民オンブズマン

1

教員不正採用事件

2008年6月 教員採用試験や校長・教頭任用試験での不正が発覚→教職員ら8名が贈収賄で有罪

● 2007・08年度採用試験で公立小中学校教諭ら60名が不正合格

● 2007年度不正合格者

→特別試験を実施し全員採用

(条件付採用期間は1年)

● 2008年度不正合格者

→自主退職15名／採用取り消し6名

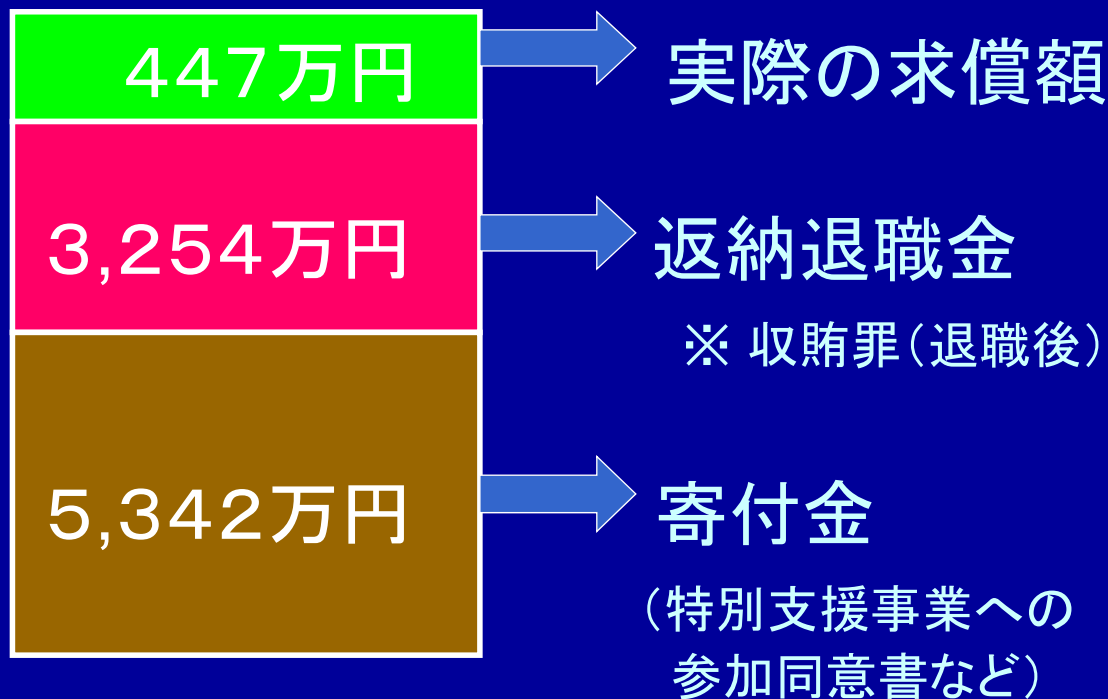
→2名が処分取消請求を提訴

新たな求償権

- 1名勝訴(現在、県内で採用)
損害賠償等約49万円
- × 1名敗訴(現在、県外で採用)
損害賠償等約461万円

求償総額

約9,045万円



3

寄付金(特別支援事業への参加同意書866件ほか)

役職	金額	件数	合計金額
次長級	70,000	9	630,000
所属長・校長	50,000	345	17,250,000
課長級	40,000	33	1,320,000
教頭	30,000	404	12,120,000
学校支援センター所長	20,000	57	1,140,000
その他		18	1,480,000
小計(同意書)		866	33,940,000
合計(同意書・その他)		1,406	48,424,616
教育委員有志			5,000,000
以上合計			53,424,616

※ 最高裁の山本庸幸裁判官の補足意見あり

4

弊社社員の口利き関与
心からおわび
部長を降格処分

(大分合同新聞2008年7月23日付1面トップ)

2007年9月、新聞社事業部長が「市教委部長室を訪ね、
『一次を通過しました。助けられるものならお願いしま
す。』と長女の名前を告げました。」
県警が押収した資料から、「長女の得点に、約60点加
算したと記されていた」ことが浮かんた。



市民オンブズマンが提訴した後に、個人で請求を追加して
共同訴訟参加を申し出た。

裁判経過

1. 提訴(2013年4月)

不正合格の依頼者・仲介者・実行者を特定し、求償権を行使することを求める。

2. 共同訴訟参加の申し出(2014年2月)

新聞社部長が娘の合格を、市教委幹部に仲介の依頼をした件を追加提訴。

3. 一審判決(2015年3月)

教育審議監に2,645万円を請求せよ。退職金返納分は求償額から控除できない。

4. 二審判決(2015年10月)

一審判決を取り消して全面敗訴。上告。

5. 最高裁第2小法廷判決(2017年9月)

退職金返納命令は正当で、求償額から控除できない。上告人らの教育審議監並びに共同訴訟参加⁶

人らの請求に関する部分は破棄を免れない。
原審に差し戻す。

6. 差し戻し高裁判決(2018年9月)

957万円を請求せよ。国賠法1条1項は代位責任の性質を有する。同条2項に基づく求償権は、実質的には不当利得的な性格を有し、求償の相手方が複数である場合には分割債務になる。教育審議監、義務教育課長(破産)、同課主幹(故人)に対して、4 : 3.5 : 2.5の割合による求償権を取得。新聞社幹部の不正については、確たる証拠は認められない。

→ 連帯して共同不法行為責任を負う。理由齟齬・理由不備。人証申請などの却下は審理不尽。
よって、再び上告する。

7

7. 最高裁第3小法廷判決(2020年7月)

2,684万円請求せよ。

「国又は公共団体の公権力の行使に当たる複数の公務員が、その職務を行うについて、共同して故意によって違法に他人に加えた損害につき、国又は公共団体がこれを賠償した場合においては、当該公務員らは、国又は公共団体に対し、連帯して国家賠償法1条2項による求償債務を負うものと解すべきである。」

「当該公務員らのうち一部のものが無資力等により弁済することができないとしても、国又は公共団体と当該公務員らとの間では、当該公務員らにおいてその危険を負担すべきものとするのが公平の見地から相当であると解される。」

8

最高裁の山本庸幸裁判官 (元法制局長官)の補足意見

(2017年9月)

「N教育審議監に関連して「そのような立場にあった者のかつての影響力を慮った元部下たちが、その傘下の県教委職員や公立学校の校長等から**事実上強制的に寄付金を集め**、最終的にはNの損害賠償義務の軽減に用いられるようにもっていったと解釈できなくもない。仮にそれが事実であるとなれば、私はあるまじき行為であると考える。」

9

宇賀克也裁判官の補足意見

最高裁昭和51年(オ)第1249号同57年4月1日第一小法廷判決は、「国又は公共団体の公務員による一連の職務上の行為の過程において他人に被害を生ぜしめた場合において、それが**具体的にどの公務員のどのような違法行為によるものであるかを特定することができなくても**、右の一連の行為のうちいずれかに行為者の故意又は過失による違法行為があったのでなければ右の被害が生ずることはなかったであろうと認められ、かつ、それがどの行為であるにせよこれによる被害につき行為者の属する国又は公共団体が法律上賠償の責を負うべき関係が存在するときは、国又は公共団体は、**加害行為不特定の故をもって国家賠償法又は民法上の損害賠償責任を免れることができないと解するのが相当**」であると判示している。

さらに、公務員の過失を組織的過失と捉える裁判例が支配的となっており、個々の公務員の有責性を問題にする必要はないと思われる。したがって、**代位責任説、自己責任説は、解釈論上の道具概念としての意義をほとんど失っている**といつてよい。本件においても、代位責任説を採用したからといって、そこから論理的に求償権の性格が実質的に不当利得的な性格を有することとなるものではなく、**代位責任説を採っても自己責任説を採っても、本件の公務員らは、連帯して国家賠償法1条2項の規定に基づく求償債務を負うと考えられる。**